

一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会と称し、略称を山口県GH協とする。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を、山口県防府市に置く。

2 当法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、宅老所及び認知症高齢者グループホーム等の相互の連携を蜜にし、小規模で家庭的な個別ケアサービスを提供するための調査、研究及び研修活動等を行うとともに、宅老所や認知症高齢者グループホーム等に対する理解を深めるための啓発啓蒙活動を行い、事業の健全な発展と、山口県の高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宅老所や認知症高齢者グループホーム等に関する情報の収集と資質の向上に関する事業
- (2) 宅老所や認知症高齢者グループホーム等の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 宅老所や認知症高齢者グループホーム等の相談に関する事業
- (4) 宅老所や認知症高齢者グループホーム等の研修及び研究に関する事業
- (5) 高齢者福祉に関する提言及び陳情に関する事業
- (6) 国内外の高齢者福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び関連団体との連携に関する事業
- (7) 福祉サービスの質の向上並びにその評価に関する事業

(8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会及び監事を置く。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第7条 当法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 山口県内に宅老所若しくは認知症高齢者グループホーム等を開設している個人又は団体であり、当法人の目的に賛同して入社したもの
- (2) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入社)

第8条 社員として入社しようとする者は、理事会が別に定める入社申込書により申し込みをするものとする。

2 入社は、理事会において別に定める基準によりその可否を決定し、これを本人に通知する。

(経費の負担)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 個人会員は、社員総会において別に定める個人会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第10条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を受けなければ退社することができない。

(1) 苦情を申立てられ、又は理事会等で社員としての身分について審議中の者

(2) その他会長が退社を認めることが不適当と判断する者

(除名)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(社員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき

(2) 社員の団体が倒産、廃業、解散、又は事業を停止したとき

(3) 社員が死亡したとき

(4) 総社員が同意したとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 社員が、前3条の規定によりその資格を喪失した時は、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返納しない。

(会員規則)

第14条 社員以外の会員に関する資格の得喪に関する規定は、この定款に定めるもののほか、社員総会において定める会員規則による。

第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項を議決する。

- (1) 各種会員の会費の額
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額又はその規定
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (9) 社員の除名
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、社員総会の決議により出席した社員の中から1名選出する。

(議決権)

第20条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) 社員の除名

(5) その他法令で定められた事項

(代理)

第22条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第23条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印又は署名する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第5章 役員等

(役員の設置等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち2名以内を副会長とする。

4 理事のうち、1名以内の常務理事を置くことができるものとする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、その全員で理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定める順序によって他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、その都度、出席した理事の中から選任する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでは

ない。

(報告)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 ただし、前項にかかわらず、会長は、3か月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第38条 理事会の議事録については、法令で定めることにより議事録を作成し、議長、出席した会長及び監事が記名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金)

第40条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及びその方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号か

ら第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の制限）

第43条 当法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第9章 定款の変更、解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決をもって変更することができる。

（解散）

第45条 当法人は、社員総会における総社員の半数以上であつて総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によるほか、法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 補 則

（委任）

第47条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2 当法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 3 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員	住所	山口県山口市鑄銭司2361番地3
	氏名	新井 正雄
設立時社員	住所	山口県防府市大字新田923番地の6
	氏名	十樂 浩之
- 4 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	新井 正雄
設立時理事	十樂 浩之
設立時理事	竿尾 暁子
設立時理事	高橋 力
設立時理事	竹内 弘美
設立時理事	藤本 雅弘
設立時理事	村山 孝志
設立時理事	小川 泰志
設立時理事	越野 淳子
設立時理事	松本 みゆき
設立時理事	永田 良江
設立時監事	岩崎 佳世子
設立時監事	山本 幸伸
設立時代表理事	住所 山口県山口市鑄銭司2361番地3
	氏名 新井 正雄
- 5 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に定めるところとする。

附 則

第2条の改正は平成28年4月1日より効力を生ずる。